

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年8月10日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成28年8月10日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

有形民俗文化財 「鳥取の絣制作関連資料一式」 (倉吉市)

江戸時代末期から明治時代にかけて、全国各地に独特な木綿絣制作がなされるようになったが、なかでも西日本の久留米、伊予、備後、山陰地方(広瀬、弓浜、倉吉)は有名であった。鳥取県内では弓浜半島に始まり、周辺に伝えられたとされる。

本資料は絣作家であり、かつ研究者でもある福井貞子氏により収集されたもので、絣に必要な綿の生産から製品化された織物まで、一連の作業工程の中で使われつくられた道具類等が一括されている。

県内ではすでに県指定無形文化財として「弓浜絣」(認定保持団体・弓浜絣保存会)、「絣」(認定保持者・嶋田悦子、福井貞子)を指定している。本資料は無形文化財指定と一体となり、絣制作の工程や技術等を示すものとして貴重な資料群といえる。



着物

道具類 (高機等)

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財 (指定)

第 2 5 条 教育委員会は、有形の民俗文化財(法第 7 8 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第 7 8 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 2 章 県指定保護文化財 (指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則 (鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)